

平成26年度  
嘉麻市外部評価結果報告書

平成26年12月  
嘉麻市外部評価委員会

## 目次

1. はじめに .....	1
2. 委員会の役割 .....	1
3. 評価のねらい .....	1
4. 評価の対象 .....	2
5. 評価の概要 .....	3
6. 評価の結果 .....	3～10
(参考資料)	
1. 嘉麻市外部評価委員会名簿.....	11
2. 会議の経過.....	12
3. 平成26年度外部評価実施方針 .....	13
4. 嘉麻市外部評価委員会条例.....	14
5. 平成25年度事務事業評価表	
①非常備消防費 .....	15～16
②急傾斜地崩壊防止対策事業 .....	17～18
③健康増進事業 .....	19～22
④敬老事業.....	23～26

## 1. はじめに

行政評価制度は、行政経営の有効なツールとして位置づけられ、今では多くの地方公共団体で取り組まれている制度です。

市においても、合併直後からの厳しい財政状況下において、限られた行政資源を効果的に配分できる仕組みを構築し、民間企業的な経営の考え方「行政を経営する」という考え方を実践するため、平成20年度に行政評価制度を導入し、取り組んできたところです。

また、平成22年12月に施行した嘉麻市自治基本条例では、行政評価制度を市長の責務として規定し、第三者による外部評価の実施とともに、行政評価の結果やこれに対する市民の意見を踏まえて、施策に反映させることを市長に義務付け、行政評価制度を市政運営の重要な仕組みとして位置づけられました。

このように制度としては定着しつつありますが、その手法においては試行錯誤を重ねているのが現状であります。

こうした中、嘉麻市外部評価委員会（以下「委員会」という。）では、外部評価に期待される役割を果たせるよう、これまで精力的に議論を重ねて参りました。その内容は、単に支出の削減のみを求めるものではなく、事業の成果を検証することで課題を検証し、今後の事務事業を改善していくためのものであります。

このたび、今年度実施した外部評価の結果について、報告書として取りまとめましたので、来年度以降の事務事業の改善等に努められることを強く願うものです。

最後に、外部評価の対象となった所管課におかれましては、お忙しい中での資料提出やヒアリングへの出席など、ご協力いただきましたことに深く感謝とお礼を申し上げます。

## 2. 委員会の役割

委員会は、市が実施する行政評価について、市行政外部からの意見を取り入れることにより客観性と透明性を確保することとしており、次の事項を担います。

- ① 市が実施した行政評価について検証評価すること。
- ② 行政評価制度の改善について調査審議すること。
- ③ 上記の事項について市長に報告すること。

## 3. 評価のねらい

本年度は、対象とする事業の分野を絞り外部評価を実施することで、所管課において、評価結果を十分考慮した上で、上位施策を踏まえた事務事業の改善及び来年度の予算執行が図られることをねらいとして評価を実施したところであり、これにより効率的な行政運営が図られることを望むものです。

## 4. 評価の対象

### (1) 評価対象事業数

評価対象事業については外部評価の全日程を考慮し4事業を選定することとしました。

### (2) 評価対象事業の選定経過

平成26年度外部評価実施方針の対象事業選定基準に基づき、4事業を決定しました。

### (3) 評価対象事業

#### ●非常備消防費（防災対策課）

##### 【選定理由】

防災分野の事業として、支出金額の正当性、現状の事務内容を明確にすることにより、問題点や課題について検証を行う必要があると認められる。

#### ●急傾斜地崩壊防止対策事業（土木課）

##### 【選定理由】

防災分野の事業として、市がハード面で実施している内容、現状の実態を把握することにより、事業の有効性について検証する必要があると認められる。

#### ●健康増進事業（健康課）

##### 【選定理由】

健康福祉分野の事業として、市が実施している内容、本事業の目的と現状の成果を把握することにより、問題点や課題について検証を行う必要があると認められる。

#### ●敬老事業（高齢者介護課）

##### 【選定理由】

健康福祉分野の事業として、市が実施している内容、本事業の目的と現状の成果を把握することにより、事業の妥当性や経費削減の可能性について、検証を行う必要があると認められる。

## 5. 評価の概要

### (1) 評価方法について

評価にあたっては、平成25年度事務事業評価表、所管課から提出された資料及び所管課ヒアリングを基に、事務事業の今後の方向性や改善点について意見を付すこととしました。

### (2) 評価の経過について

委員会では、次の手順で外部評価を実施しました。

(外部評価の流れ)

①評価方法など評価にあたって必要となる事項を決定



②評価対象事業を選定



③事業の内容確認及び疑問点などの洗い出し



④所管課へ追加資料等の提出依頼



⑤所管課ヒアリングに向けての論点整理



⑥所管課ヒアリングの実施



⑦評価結果等について協議



⑧評価結果の決定

## 6. 評価の結果

各事業の評価結果は次のとおりです。

## 外部評価結果表（1 / 4）

### ■非常備消防費【防災対策課】

#### 外部評価結果

##### <事業概要>

消防団の運営を行うため、団員に対する報酬等の支払や運営交付金等の支給業務を行う他、事務局として消防団運営に関わり、訓練の実施、出初式等行事の実施を行う事業である。

##### <議論の焦点>

消防団員（消防力）の確保について、団員に対する報酬等及び消防団に対する交付金等の支出が適正になされているかが、議論の焦点となった。

##### <委員会意見>

###### （1）消防団員（消防力）の確保について

「嘉麻市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」では、定員が790名となっているが、現状は719名であり、定員に満たない人員で消防団運営を行っている状況にある。所管課によると、現体制において、運営面で支障が出ているという報告は特に上がってきていないとのことであった。しかし、団員の多くは現役世代の男性であり、平日の日中において災害対応等に出動できる人数も限られていることから、時間帯によっては実働可能な人員を確保できない可能性があると思われるため、各時間帯に実働可能な人員を確保することが市の防災体制の強化に繋がることとなる。

市としては、平日の日中に対応するために、本部隊（市職員で構成された分隊）や協力事業所（消防団の活動に積極的に協力している事業所）制度を設けている。

今後は、消防力の確保という観点から、実働人員を確保するよう取り組むべきである。

そのためには、協力事業所の数を増加させることや女性消防団員を増加させることなどが考えられる。特に女性団員について、女性ならではの活動（後方支援等）の必要性は所管課も認識しているものの、現在の団員数は13名と少なく、団員数を確保するためには、女性をターゲットとした広報や募集等を検討すべきであると考えられる。

そのほか、消防団員を確保する方法として、現在、市で行われているような、各地域に任せて、1名辞める度にその地域内で1名を必ず入団させるという方法以外にも、市として、主体的に団員の確保に向けた取組を行う必要がある。

まずは、消防団の活動内容や団員になるメリットなどを対外的にPRしていくことが肝要である。この方法として、広報誌、ホームページ等への掲載や市内勤務者に向けた広報活動の定期的な実施などが考えられる。また、市独自で活動実績に対する表彰制度を設けるなど、団員を継続することに対する動機付けを行うことについても検討されたい。

## (2) 報酬、出動手当等の可視化について

消防団員に対する報酬は、団長、分団長等の階級に応じた金額となっており、出動手当は、所管課に提出される報告書を基に出動回数に応じた金額を半年に1回支給している。

この際、報酬等は、直接団員にではなく、分団の下部組織である分隊にまとめて振り込まれており、債権者（団員）と受取人（分隊）が異なっている。また、出動手当の明細は、分隊では把握しているが、団員本人は知る機会がなく、その内容を把握できない状況である。

報酬等の振込先は団員個人に変更すべきであるとする。

所管課によると、事務作業が煩雑になることが想定され、すぐに対応することは難しいという見解であるが、そうであれば、少なくとも出動手当の明細を団員個人へ通知すべきである。各団員が自らの出動状況を確認するとともに、市としても可能な限り実際の出動状況を現地等で確認していく必要がある。

また、市は、消防団運営交付金を分隊ごとに支出している。現在は、その使途について報告を求めておらず、所管課は使用状況を把握していない状況にある。

市は、各分隊の収支状況や資金の状況に関する報告を求め、それを確認し、内容をオープンにしていくべきである。その際、分隊は26隊あるため、現地での確認調査は、1年間に全分隊を対象とするのではなく、対象となる分隊を1年間で何箇所と決めて、実施していくことも検討されたい。

信頼関係の構築と継続は重要であり、(1)で述べた消防団員の確保につながるものとする。これら報酬等の支出に関し、誤りや不適正な支出が判明した場合の影響の大きさを所管課は認識すべきであり、上記のとおりチェック体制の強化を図るべきであるとする。

## (3) 負担金に対するチェック体制の強化について

飯塚地区消防連絡協議会及び同協議会の正副団長会に対し、平成25年度は協議会負担金40万円、正副団長会負担金9万円を支出している。

所管課によると、このように分けて支出している意図は不明とのことであるが、提出されている事業結果報告及び歳入歳出結果報告書では支出内容の適正性を判断することは困難であり、詳細な使途及びその成果について、所管課は把握しておくことが必要である。「嘉麻市補助金等交付規則」における各種補助金と同様に、当該協議会からの資料の提出を求め、必要に応じ、実地に調査することが望ましい。

外部評価結果表（2 / 4）

■急傾斜地崩壊防止対策事業【土木課】

外部評価結果

<事業概要>

民有地の急傾斜地が崩壊することによる被害を防止するため、県の補助金を受け、急傾斜地崩壊防止対策工事を実施する事業である。

<議論の焦点>

市単独での工事实施の必要性や防災対策課等との連携が議論の焦点となった。

<委員会意見>

（1）市単独施工の必要性について

当該事業に係る工事の実施箇所については、地元の要望を受け、「福岡県急傾斜地崩壊対策事業補助金交付要綱」に則り、県から補助金の交付を受け、1年間に概ね1箇所工事を実施しているとのことであった。県が指定する災害警戒区域が399箇所、対策済み箇所が48箇所であることを考えると、うち全てが当該事業の対象ではない箇所（例：崩壊により著しい被害を受けるおそれのある人家が5戸未満、総事業費は100万円未満等）であるとしても、市の防災対策を考えるに当たっては、現在の事業実施件数が妥当であるか疑問であり、1年に複数箇所の施工についても検討するべきであるとする。

また、事業実施に当たっては、地元からの要望を受けてのものだけでなく、県と十分に連携したうえで、市単独で防災対策を講じていく必要があるのではないかと考える。

市全体を見ると、県の補助金の対象にならない箇所もあるが、市民の生命と財産を守る意味から、県の補助金の対象とならない箇所における工事も含めて実施を検討されたい。

補助金の対象とならない箇所は、市が全額その費用を負担することになるが、全てを大規模に工事するのではなく、市の財政面を考慮し、規模の違いによる箇所を分けて、事業にかかる費用のうち、市が支出する金額の上限を設定するなど、可能な範囲での防災対策を実施されたい。

（2）防災対策課等との連携について

所管課によると、梅雨時期など災害が起きる可能性がある時期には、防災対策課等との連絡を密にとっている状況であるとのことである。今後は、時期に限らず定期的に防災対策課等と連携するとともに、各関係課の役割分担を明確にしなが、各課で把握している情報を共有し、市の適切な防災体制を整えるべきである。



## 外部評価結果表（3 / 4）

### ■健康増進事業【健康課】

#### 外部評価結果

##### <事業概要>

平成20年度に策定した嘉麻市保健計画に基づき、健康づくり推進協議会において、推進を図り、嘉麻市保健計画ネットワーク委員会を核として、健康なまちづくりに資するため、様々な取組を実施する事業である。

##### <議論の焦点>

事業の実施内容やその効果の検証及びその分析等が議論の焦点となった。

##### <委員会意見>

###### （1）各種事業に対する参加者増加策の検討について

当該事業については、多種多様な取組を行っている。各取組における効果を計測するためにも利用者アンケート等を実施し、その利用者の声に応じ対応していくべきである。

そうすることにより、市民のニーズに合った事業へと改善していくことができる。

また、保健だよりや広報誌だけではなく、ホームページやチラシの配布など別の広報手段を検討し、更に広く市民に周知することも必要ではないかと考える。

###### （2）検証結果の分析及び対応について

嘉麻市保健計画については、平成20年度に策定され、平成24年度に中間評価を実施している。各取組における効果については、項目ごとに検証されており、そのデータは、今後の市民の健康づくりに関する貴重なものである。今後はそのデータを分析し、分析結果に応じて対象者を明確にするとともに、各事業の開催回数、募集人員等を調整していくことも必要ではないかと考える。人的、財政的資源は限られており、これら限られた資源を有効に活用するため、市の現状に応じて、嘉麻市保健計画ネットワーク委員会を中心に事業展開を実施していくべきであると考えます。

なお、市のコアとなる指標である特定健診における糖尿病の割合や介護保険認定率が県内で1番高く、健康課全体の事業を通じて、こういった数値を下げるという結果を出していくことが当該事業の目標ではないかと考える。

###### （3）専門職の適切な人員配置について

健康課においては、看護師、保健師等の専門職が配置され、専門性を活かした数多くの取組が実施されている。しかし、所管課によると、専門職を多くの臨時職員、嘱託職員で補っており、人員の入れ替わりも激しく、確保も難しい状況であるとのことである。

安定した事業の実施にあたって、適切な人員配置は必要不可欠であり、それを行うことにより、市民の健康づくりが推進され、その結果、医療費や介護費の低減につながることも期待できる。市は、必要に応じて、専門職の確保について検討すべきである。

## 外部評価結果表（４／４）

### ■敬老事業【高齢者介護課】

#### 外部評価結果

##### <事業概要>

高齢者の長寿をお祝いし、敬老祝金、祝品及び鶴亀親交券の支給を行うとともに、敬老会を実施した地区の実行委員会等に対し、補助金を交付する事業である。

##### <議論の焦点>

敬老事業全体の今後のあり方（方向性）、事務コストの低減策等が議論の焦点となった。

##### <委員会意見>

###### （１）敬老祝金について

敬老祝金は、一定の年齢（７７歳、８８歳、９９歳、１００歳）に達した市民に祝金を支給するものである。

これに関し、平成１９年に満７０歳以上全員への支給を廃止し、上記年齢の対象者への支給に変更したが、満１００歳に対しては１０万円の祝金を支給しており、これは周辺市と比較すると突出して高額であるため、見直すべきである。

また、複数の職員が約５日間をかけて各地区の公民館や集会所等を回り、対象者に手渡しているため、多額の人件費を要している。事務が煩雑になること等により口座振込等の方法が難しいということであれば、支給時に健康に関する資料を配布すること等を同時に実施するなど、要した人件費に見合う効果が出るよう検討されたい。

###### （２）鶴亀親交券について

鶴亀親交券は、平成２３年から７０歳以上の市民を対象として、市内の登録店でのみ使用できる２,０００円の商品券を郵送しているものである。

商品券の額面総額約２,０００万円の他に商品券の作成委託料や郵送料、臨時職員に対する賃金等約４４５万円のコスト及び職員の人件費が発生している。対象者が７０歳以上ということは、敬老祝金の支給年齢を変更したことに対する補償的な意味合いがあると思われるが、平均寿命が延びている中で７０歳は高齢者とは言い難く、他の事業（敬老祝金、敬老事業補助金）の対象年齢との整合性からも、対象年齢の引き上げが望ましい。

また、地域振興という面からは、当該事業の継続の可否についても検討されたい。

### (3) 敬老事業補助金について

敬老事業補助金は、敬老会を実施する各地区の実行委員会等に対して、その地区内に居住する75歳以上の人数に1,000円を乗じた額を交付するものである。地域によっては、敬老会自体を実施しない地区もあるなど、各地区によって差が発生している。

敬老会に参加しない人は直接の恩恵を受けていないと考えられるが、現在、参加人数等に関する報告は特に求めている。

寝たきりの方や老人福祉施設等に入所している方等が敬老会に参加できないことはやむを得ないが、あくまでも補助金事業であるため、「嘉麻市補助金等交付規則」に基づいて提出されている実績報告書以外に参加人数等を提出資料に加えることも検討されたい。

### (4) 敬老事業全体の今後の方向性について

少子高齢化の進展に伴い、医療や介護に係る市の支出は年々増加している中、厳しい財政状況等を鑑みれば、周辺自治体に比べて手厚い市の敬老事業については、各事業実施の是非、対象者の条件等について見直すべきである。また、所管課としても事業の見直しの必要性は感じており、早急に市長を交えた協議の場を設け、方向性を決定していただきたい。

見直しにあたっては、産業振興課や健康課といった他課の事業と連携する方法についても検討されたい。

## 嘉麻市外部評価委員会委員名簿

職 名	氏 名	備 考
委員長	松尾 潤一	有限責任監査法人トーマツ福岡事務所
副委員長	横山 麻季子	北九州市立大学法学部
	牛島 毅	牛島公認会計士事務所
	池田 幸子	公募委員
	山方 国和	公募委員

会議の経過

回	日時	会議内容
第1回	平成26年10月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政評価制度について</li> <li>・今後のスケジュールについて</li> <li>・平成26年度行政評価実施方針について</li> <li>・平成26年度外部評価の進め方について</li> </ul>
第2回	平成26年10月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価対象事業の決定</li> <li>・評価方法等の決定</li> <li>・質問事項、必要資料の整理について</li> </ul>
第3回	平成26年11月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度外部評価実施方針の決定について</li> <li>・追加資料及び質問事項に対する回答内容の確認について</li> <li>・疑問点の整理について</li> <li>・ヒアリングの進め方について</li> </ul>
第4回	平成26年11月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管課ヒアリング               <ol style="list-style-type: none"> <li>①非常備消防費（防災対策課）</li> <li>②急傾斜地崩壊防止対策事業（土木課）</li> </ol> </li> </ul>
第5回	平成26年11月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管課ヒアリング               <ol style="list-style-type: none"> <li>①健康増進事業（健康課）</li> <li>②敬老事業（高齢者介護課）</li> </ol> </li> </ul>
第6回	平成26年12月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部評価結果報告書（案）について</li> </ul>
第7回	平成26年12月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部評価結果報告書（案）について</li> </ul>
第8回	平成26年12月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部評価結果報告書の決定について</li> </ul>

## 平成 26 年度外部評価実施方針

## 1. 評価のねらい

対象とする事業の分野（今回は防災及び健康福祉）を絞り外部評価を実施することで、所管課において、評価結果を十分考慮した上で、上位施策を踏まえた事務事業の改善及び来年度の予算執行が図られること。

## 2. 評価方法等について

## (1) 評価内容

評価に当たっては、次の視点にて評価を行う。

- ①上位施策を踏まえた事務事業の改善
- ②上位施策を踏まえた事務事業の今後のあり方

## (2) 評価区分

評価区分は設定せず、改善点等についてそれぞれに指摘を行う。

## 3. 評価対象事業について

## (1) 対象事業数

評価対象事業は、外部評価の全日程を考慮し 4 事業とする。

## (2) 対象事業選定基準

評価対象事業は、次の選定基準に基づき、外部評価委員会で選定する。

- ①課題・問題があると考えられる事業
- ②外部の視点からの議論が必要、または有意義であると考えられる事業
- ③所管課が主要と認める事業

なお、上記①から③までの事務事業のうち、次のものを除くこととする。

- ・過去に外部評価対象とした事務事業
- ・短期間では、改善案等の提示が難しいと思われる事務事業
- ・平成 25 年度に完了した事務事業
- ・平成 25 年度決算額における一般財源が 1 千万円以下の事務事業
- ・施設管理事業

市では平成 26 年度中に公共施設等総合管理計画を策定する予定であり、その中で、今後の市が所有している全施設にかかる費用などを算出し、更新・統廃合を含めた施設の方向性を定めることとしている。現段階で評価した結果、管理計画の内容が相反し、外部評価結果を有効に活用することができない可能性があるため、今年度については、評価の対象外とする。

- ・教育委員会が所管している事務事業

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十七条の規定により、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこととなっており、重複して評価することになることから、評価の対象外とする。

## 嘉麻市外部評価委員会条例

### (設置)

第1条 嘉麻市（以下「市」という。）が実施する行政評価について、市行政外部からの意見を取り入れることにより、評価の客観性と透明性を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、嘉麻市外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市が実施した行政評価について検証評価すること。
- (2) 行政評価制度の改善について調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げる事項について市長に報告すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者 3人以内
- (2) 市民からの公募による者 2人以内

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、主管課において処理する。

### (委任)

第8条 この条例の施行に関し、委員会の運営に必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。



主管課		総務課		決算書参考頁		96 頁～97 頁	
款		項		目		事業名	
9	消防費	1	消防費	1	非常備消防費	279	非常備消防費
予算現額(円)		決算額(円)		予算の執行率(%)		事業のコスト(市民1人当,円)	
67,674,000		65,356,919		96.5		1,566	
財源内訳(円)							
国庫支出金		県支出金		地方債		その他	一般財源
0		0		0		2,292,975	63,063,944
事業の概要、実施内容及び成果等							
<p><u>非常備消防事業</u></p> <p><b>1. 事業の概要</b></p> <p>(1) 消防団の運営(報酬 16,601 千円、費用弁償 18,847 千円、公務災害補償等掛金 16,818 千円、運営交付金 3,553 千円)</p> <p>(2) 消防技術維持・向上のための各種訓練の実施</p> <p>(3) 出初式等各種行事の開催</p> <p><b>2. 事業の実施内容</b></p> <p>(1) 火災時における消火活動、水害時における水防活動、大雨時における河川等巡視及び市民への警戒広報活動を行いました。</p> <p>(2) 春季及び秋季の火災予防週間では夜警巡視や防火パレードを実施し、市民の防火意識の高揚を図りました。</p> <p>(3) 年末警戒夜警を実施しました。</p> <p>(4) 団運営・活動内容について、本部会議(分団長以上)及び分団幹部会(分隊長以上)を開催しました。</p> <p>(5) 飯塚市、嘉麻市、桂川町消防連合出初式を桂川町で実施しました。</p> <p>(6) 消防学校での教育訓練に参加しました。(基礎 25 名・中級 4 名 計 29 名)</p> <p>(7) 消防団員定数 790 人に対し、25 年度末の団員数は、719 人でした。</p> <p><b>3. 事業の成果</b></p> <p>消防団組織の強化、技術の維持・向上を図ることができました。</p> <p><b>4. 今後の課題等</b></p> <p>団員定数の確保及び更なる消防技術の維持・向上に努めます。</p>							

5. 事業を実施するために市が投入したコスト

区分		24年度(決算)		25年度(決算)		前年比	26年度(見込)	
事業 コスト (人にか かる費 用)	決算額 (26年度は予算額)	66,725,074 円		65,356,919 円		-2.1%	71,666,000 円	
	給料	( 0 円)	( 0 円)	( 0 円)	( 0 円)	±0%	( 0 円)	( 0 円)
	職員手当等	( 0 円)	( 0 円)	( 0 円)	( 0 円)	±0%	( 0 円)	( 0 円)
	共済費	( 0 円)	( 0 円)	( 0 円)	( 0 円)	±0%	( 0 円)	( 0 円)
	賃金	( 0 円)	( 0 円)	( 0 円)	( 0 円)	±0%	( 0 円)	( 0 円)
	負担金補助及び交付金 (退職手当組合負担金のみ)	( 0 円)	( 0 円)	( 0 円)	( 0 円)	±0%	( 0 円)	( 0 円)
決算額から人にかかる費用を除いた額(A)		66,725,074 円		65,356,919 円		-2.1%	71,666,000 円	
従事者 コスト	正職員	0.80 人	6,400,000 円	0.80 人	6,400,000 円	±0%	0.80 人	6,400,000 円
	再任用職員	0.00 人	0 円	0.00 人	0 円	±0%	0.00 人	0 円
	嘱託・臨時職員	0.00 人	0 円	0.00 人	0 円	±0%	0.00 人	0 円
	計(B)	0.80 人	6,400,000 円	0.80 人	6,400,000 円	±0%	0.80 人	6,400,000 円
トータルコスト(A)+(B)		73,125,074 円		71,756,919 円		-1.9%	78,066,000 円	

6. 事業を実施する理由

上位施策(総合計画体系)	基本方針	3. 豊かな自然と共生する環境のまちづくり
	施策内容	5. 安心・安全確保のまちづくり
市が主体的に実施する理由	<input checked="" type="checkbox"/> 市が実施するよう法令で定められた事業 (根拠法令: 消防組織法 ) <input type="checkbox"/> 内部管理事業で市以外が実施することが困難な事業 <input type="checkbox"/> 公共性や収益性の観点から、市が主体的に実施すべき事業 <input type="checkbox"/> 市以外でも実施可能であるが、市が主体的に実施することが望ましい事業 <input type="checkbox"/> 市が主体的に実施する必要性は低いが、何らかの理由により市が実施している事業	

7. 評価

質問	選択肢	評価についての説明
事業の必要性(市民のニーズ)は高いか。	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 判断できない <input type="checkbox"/> 低い	法令に定められており、市民の生命財産も守るため消防団の設置は必要です。
上位施策へ貢献できているか。	<input checked="" type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> 判断できない <input type="checkbox"/> できていない	本事業は上位施策の貢献に直結するものです。
目的どおり順調に推移しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> 判断できない <input type="checkbox"/> していない	訓練を実施するなど、目的どおりに順調に推移しています。
期待している効果はあがっているか。	<input type="checkbox"/> 期待以上 <input checked="" type="checkbox"/> ほぼ期待どおり <input type="checkbox"/> 期待以下 <input type="checkbox"/> 判断できない	訓練時や災害現場において、消防活動が迅速に行われており、効果はあがっていると考えます。
現在のコストを低減することはできないか。	<input checked="" type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 一部可能 <input type="checkbox"/> 可能	現在においてもコスト低減を図っており、これ以上のコスト低減は不可能であると考えます。

8. 改善

前年度の評価表に記載した課題	前年度の課題に対して、改善した内容又は改善できなかった理由
団員定数の確保及び更なる消防技術の維持・向上に努めます。	訓練の実施により消防技術の維持・向上はできましたが、団員定数の確保には苦慮しています。
その他の改善内容	

9. 今後の方向性

事業の方向性	事業の方向性を決定した理由
現状維持	消防技術の維持・向上に努めるとともに、団員定数の確保に努めます。

主管課		産業建設部 土木課		決算書参考頁		98 頁	
款		項		目		事業名	
9	消防費	1	消防費	3	災害対策費	903	急傾斜地崩壊防止対策事業
予算現額(円)		決算額(円)		予算の執行率(%)		事業のコスト(市民1人当,円)	
56,000,000		53,158,350		94.9		1,274	
財源内訳(円)							
国庫支出金		県支出金		地方債		その他	一般財源
		10,500,000					42,658,350
事業の概要、実施内容及び成果等							
急傾斜地崩壊防止対策事業							
1. 事業の概要							
急傾斜地(「急傾斜地」とは、傾斜度が30度以上である土地をいう。)の崩壊による災害を防止するため、急傾斜地崩壊防止対策工事を行うことにより、市民の生命や財産の保護・保全を図ります。							
2. 事業の実施内容							
平成25年度に実施した主な事業については、次のとおりです。							
事業名	施工箇所	事業内容		事業費(円)	備考		
岩崎地区急傾斜地崩壊防止対策事業	嘉麻市岩崎	岩崎地区急傾斜地崩壊対策工事 工事長=65.0m 土工=350㎡ 法面工=827㎡ 防護柵工=65m 排水構造物工=149m 岩崎地区急傾斜地崩壊対策工事に伴う付帯工事1式 岩崎地区急傾斜地崩壊危険区域指定申請作業委託1式		43,813,350	委託料	991,200円	
					工事請負費	42,822,150円	
3. 事業の成果							
急傾斜地崩壊防止対策工事を行うことにより、市民の生命や財産の保護・保全に寄与しました。							
4. 今後の課題等							
急傾斜地の崩壊による災害を防止し、市民の生命や財産の保護・保全を図るため行う事業であり、今後も県に対して補助申請等の協議を進め、実施していく必要があります。							

5. 事業を実施するために市が投入したコスト

区分		24年度(決算)		25年度(決算)		前年比	26年度(見込)	
事業 コスト (人にか かる費 用)	決算額 (26年度は予算額)	5,248,950 円		53,158,350 円		+ 912.7%	40,000,000 円	
	給料	( 0 円)	( 0 円)	( 0 円)	( 0 円)	±0%	( 0 円)	( 0 円)
	職員手当等	( 0 円)	( 0 円)	( 0 円)	( 0 円)	±0%	( 0 円)	( 0 円)
	共済費	( 0 円)	( 0 円)	( 0 円)	( 0 円)	±0%	( 0 円)	( 0 円)
	賃金	( 0 円)	( 0 円)	( 0 円)	( 0 円)	±0%	( 0 円)	( 0 円)
	負担金補助及び交付金 (退職手当組合負担金のみ)	( 0 円)	( 0 円)	( 0 円)	( 0 円)	±0%	( 0 円)	( 0 円)
決算額から人にかかる費用を除いた額(A)		5,248,950 円		53,158,350 円		+ 912.7%	40,000,000 円	
従事者 コスト	正職員	0.30 人	2,400,000 円	0.30 人	2,400,000 円	±0%	0.30 人	2,400,000 円
	再任用職員	0.00 人	0 円	0.00 人	0 円	±0%	0.00 人	0 円
	嘱託・臨時職員	0.00 人	0 円	0.00 人	0 円	±0%	0.00 人	0 円
	計(B)	0.30 人	2,400,000 円	0.30 人	2,400,000 円	±0%	0.30 人	2,400,000 円
トータルコスト(A)+(B)		7,648,950 円		55,558,350 円		+ 626.4%	42,400,000 円	

6. 事業を実施する理由

上位施策(総合計画体系)	基本方針	3. 豊かな自然と共生する環境のまちづくり
	施策内容	5. 安心・安全確保のまちづくり
市が主体的に実施する理由	<input checked="" type="checkbox"/> 市が実施するよう法令で定められた事業 (根拠法令: 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律) <input type="checkbox"/> 内部管理事業で市以外が実施することが困難な事業 <input type="checkbox"/> 公共性や収益性の観点から、市が主体的に実施すべき事業 <input type="checkbox"/> 市以外でも実施可能であるが、市が主体的に実施することが望ましい事業 <input type="checkbox"/> 市が主体的に実施する必要性は低いが、何らかの理由により市が実施している事業	

7. 評価

質問	選択肢	評価についての説明
事業の必要性(市民のニーズ)は高いか。	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 判断できない <input type="checkbox"/> 低い	急傾斜地の崩壊による災害を防止するため実施する事業であり、本事業の必要性は高いと考えます。
上位施策へ貢献できているか。	<input checked="" type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> 判断できない <input type="checkbox"/> できていない	本事業は、上位施策への貢献に直結するものです。
目的どおり順調に推移しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> 判断できない <input type="checkbox"/> していない	事業計画等により、順次事業を進めています。
期待している効果はあがっているか。	<input type="checkbox"/> 期待以上 <input checked="" type="checkbox"/> ほぼ期待どおり <input type="checkbox"/> 期待以下 <input type="checkbox"/> 判断できない	順次事業を実施し、急傾斜地の崩壊による災害防止に寄与しています。
現在のコストを低減することはできないか。	<input checked="" type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 一部可能 <input type="checkbox"/> 可能	急傾斜地の崩壊による災害を防止するため実施する事業であり、事業要望は多く、コスト低減は難しいと考えます。

8. 改善

前年度の評価表に記載した課題	前年度の課題に対して、改善した内容又は改善できなかった理由
急傾斜地の崩壊による災害を防止し、市民の生命や財産の保護・保全を図るため行う事業であり、今後も県に対して補助申請等の協議を進め、実施していく必要があります。	計画的に順次事業を進めていますが、事業要望は多く、今後も県との協議を含め、計画的に事業を進めていく必要があります。
その他の改善内容	

9. 今後の方向性

事業の方向性	事業の方向性を決定した理由
現状維持	急傾斜地の崩壊による災害を防止し、市民の生命や財産の保護・保全を図るため行う事業であり、今後も県に対して補助申請等の協議を進め、実施していく必要があります。

主管課		保健福祉部 健康課		決算書参考頁		72 頁～73 頁	
款		項		目		事業名	
4	衛生費	1	保健衛生費	3	健康づくり推進事業費	198	健康増進事業
予算現額(円)		決算額(円)		予算の執行率(%)		事業のコスト(市民1人当,円)	
28,414,000		26,898,273		94.7		645	
財源内訳(円)							
国庫支出金		県支出金		地方債		その他	一般財源
0		2,126,000		0		57,000	24,715,273

**事業の概要、実施内容及び成果等**

**I. 嘉麻市保健計画推進事業**

**1. 事業の概要**

平成 20 年度に、子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージにおける健康意識の向上と生活習慣病の予防を目指し、10 ヶ年の計画として「嘉麻市保健計画」を策定しました。10 ヶ年の中間にあたる平成 24 年度には、推進状況の把握、健康課題や重点目標を整理し、「健康日本 2 1」の指針に基づき、平成 25 年度から最終年度（平成 29 年度）に向けた後期計画を策定しました。

計画の目標に向けての活動の審議、知識の普及、活動の助長を「健康づくり推進協議会」が推進し、実践にあたっては、市民の様々な関係者による「嘉麻市保健計画ネットワーク委員会」が地域の核となり、健康なまちづくりの取り組みを行っています。

**2. 事業の実施内容**

①健康づくり推進協議会の開催（委員 14 名）

5 月：保健事業の実績及び計画の協議  
嘉麻市特定健診等実施計画（第 2 期）について

②嘉麻市保健計画ネットワーク委員会（委員 14 名）：会議 3 回開催

委員の連携と市民の健康課題の調整、実践行動計画について協議

活動目標 ○かま体操の普及啓発

○歯の重要性

○検診の普及啓発・受診率の向上

「嘉麻ふれあいまつり」で「かま体操の発表会」を実施し、7 団体の参加がありました。

**3. 事業の成果**

①かま体操の普及は今年度サルビア及びスイミングプラザなつきに委託して実施しました。

指導員の育成 実施回数 21 回（延べ 40 人）

普及活動 実施回数 71 回（延べ 1,806 人）

②歯科保健の事業として、若年健診（20～39 歳の健診）時に歯科健診及び歯科衛生士により歯科指導を実施。38 名が受診。38 名のうち歯肉の炎症、歯垢、虫歯等により受診勧奨をした方が 31 名（81.5%）でした。

**4. 今後の課題等**

高齢化が一層進展していく中で、子どもの頃からの生活習慣病対策、健康増進、介護予防、こころの健康づくり、メタボリックシンドロームをはじめとする生活習慣病予防や重症化予防、禁煙対策など、健康づくり運動には多くの課題があります。

嘉麻市保健計画の目標を目指し、生涯を通じた健康づくりの取り組みを効果的に推進するためには、学校・職域・地域等との連携は必要不可欠です。嘉麻市における健康課題を取り巻く関係機関や団体が情報を共有し、協力し合って計画の一層の推進を図る必要があります。

## II. 健康増進事業

### 1. 事業の概要

健康増進法第1条の目的達成のために、第17条第1項に基づく事業を通じて、健康に関する正しい知識の普及、及び「自分の健康は自分が守る」という健康に対する自己意識の高揚を図るものです。

### 2. 事業の実施内容

事業名	事業の内容
健康手帳の交付	特定健診・保健指導等の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理に有効活用するために手帳を配付します。
健康教育	生活習慣病の予防、その他健康に関する正しい知識の普及を図り、自らの健康保持増進に資することを目的とします。
健康相談	心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とします。
訪問指導	何らかの健康問題が生じたとき、保健師や管理栄養士等が生活の場である家庭に出向き、健康、生活、環境、経済状況等様々な角度から総合的に本人の置かれている状況を把握し、本人と家族が問題に自ら対応でき、健康の保持増進を図ることを支援することを目的とします。

### 3. 事業の成果

事業名	実 績	
健康手帳の交付	40～74 歳	351 人
	75 歳以上	108 人
健康教育	150 回 延べ 683 人	
健康相談	58 回 延べ 239 人	
訪問指導	要指導者等	実 75 人 延 85 人
	閉じこもり	0 人
	介護家族者	実 1 人 延 1 人
	寝たきり	0 人

※健康教育、健康相談、訪問指導に関しては、健康増進事業実施要領に基づき、40～64 歳の利用者数を計上。

### 4. 今後の課題等

嘉麻市保健計画の中で設定した、それぞれの目標値達成のために、市民の健康課題に即した具体的な健康増進事業を進める必要があります。心身両面にわたり、個々の健康課題が複雑深刻化していくなか、「自分の健康は自分で守る」といった個人の健康感を高めていくことが、地域の健康感へと広がっていきます。生涯を通じた健康づくりを目標に、職域・地域・医療などの関係機関との連携により健康増進事業を展開していくことが課題といえます。

## III. 栄養改善推進事業

### 1. 事業の概要

生涯にわたって健康な生活習慣を継続し生活習慣病を予防していくには、栄養・食生活は大変重要です。若年健診や特定健診における栄養指導を通して、生活習慣病予防、介護予防等を行います。また、食生活改善推進員の教育及び育成や男性料理教室を実施することにより、地域との連携を深め、住民自らが生活習慣病予防等に取り組めるように努めます。

## 2. 事業の実施内容

- ①骨粗しょう症改善教育（検診結果Tスコア 70 未満の指導対象者に対して栄養指導を実施：35 人）
- ②食生活改善推進員研修会（中央研修 5 回実施・普及研修各地区 12 回実施）
- ③男性料理教室（40 歳以上の料理初心者を対象に、夢サイトかほで 6 回実施、延べ人数 75 人）

## 3. 事業の成果

骨粗しょう症改善教育では、指導対象者（受診勧奨）中 46%の人が医療機関を受診しました。男性料理教室では、料理に対する意識も高く、今後も料理や栄養の知識を学びたい方が多く、自主サークルへ参加する人が約半数以上でした。また、特定健診を受診されている方は、少しでも結果を改善するための食生活改善等に取り組まれるなど、教室が動機づけへとつながっていました。

## 4. 今後の課題等

食に関する健康づくりはすべての年齢に関係し、健康施策の重要な柱になります。保健計画ネットワーク委員会や関係機関との連携を図り、嘉麻市保健計画の推進による行動計画を構築する必要があります。

## IV. 稲築保健センター健康増進室管理運営事業

### 1. 事業の概要

稲築保健センター 2 階健康増進室では、トレットミルやルームランナー等健康機器を使用し、健康の維持増進や生活習慣病予防及び介護予防など、市民が自主的に出向き健康づくりのための運動を行っています。週 2 回、運動指導士による個別の運動指導や相談を実施し運動効果を高めています。

### 2. 事業の実施内容 3. 事業の成果

健康増進室の利用状況

(人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
延べ利用者数	449	447	429	497	429	459	466	479	476	501	481	486	5,599
1日の平均利用者数	21	21	21	22	22	24	21	23	25	26	25	24	23
新規利用者数	1	1	4	2	4	0	4	2	1	4	5	0	28
開催日数	21	21	20	22	19	19	22	20	19	19	19	20	241
指導日数	9	9	8	9	7	8	10	8	8	8	7	8	99

利用者の年齢層

(人)

年代	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	合計
人数	5	27	194	127	132	1,994	2,802	318	5,599

利用者数は昨年に比べ、やや減少傾向にありますが、30～40 歳代の利用が増えてきていることは、運動習慣の定着につながっていると考えられます。（延べ利用者数 53 人減少、新規利用者数 2 人減少。30～40 歳代延べ利用者数 156 人増加）

### 4. 今後の課題等

健康増進や生活習慣病予防及び介護予防には、若いうちから運動習慣を身につけることが大切です。特定健診後の保健指導や広報等により市民への周知、啓発を図り、利用者を増やしていく必要があります。

5. 事業を実施するために市が投入したコスト

区分		24年度(決算)		25年度(決算)		前年比	26年度(見込)	
事業 コスト (人にか かる費 用)	決算額 (26年度は予算額)	23,156,237 円		26,898,273 円		+ 16.2%	29,338,000 円	
	給料	( 0 円)		( 0 円)		±0%	( 0 円)	
	職員手当等	( 0 円)		( 0 円)		±0%	( 0 円)	
	共済費	( 0 円)		( 0 円)		±0%	( 0 円)	
	賃金	( 14,982,787 円)		( 18,857,564 円)		+ 25.9%	( 19,514,000 円)	
	負担金補助及び交付金 (退職手当組合負担金のみ)	( 0 円)		( 0 円)		±0%	( 0 円)	
決算額から人にかかる費用を除いた額(A)		8,173,450 円		8,040,709 円		- 1.6%	9,824,000 円	
従事者 コスト	正職員	0.85 人	6,800,000 円	1.00 人	8,000,000 円	+ 17.6%	0.95 人	7,600,000 円
	再任用職員	0.00 人	0 円	0.00 人	0 円	±0%	0.00 人	0 円
	嘱託・臨時職員	2.55 人	5,355,000 円	2.13 人	4,473,000 円	- 16.5%	1.50 人	3,150,000 円
	計(B)	3.40 人	12,155,000 円	3.13 人	12,473,000 円	- 7.9%	2.45 人	10,750,000 円
トータルコスト(A)+(B)		20,328,450 円		20,513,709 円		+ 0.9%	20,574,000 円	

6. 事業を実施する理由

上位施策(総合計画体系)	基本方針	2. 健やかで心安らぐ福祉のまちづくり
	施策内容	1. 生涯にわたるいきいきとした健康社会の実現
市が主体的に実施する理由	<input checked="" type="checkbox"/> 市が実施するよう法令で定められた事業 (根拠法令: 健康増進法 ) <input type="checkbox"/> 内部管理事業で市以外が実施することが困難な事業 <input type="checkbox"/> 公共性や収益性の観点から、市が主体的に実施すべき事業 <input type="checkbox"/> 市以外でも実施可能であるが、市が主体的に実施することが望ましい事業 <input type="checkbox"/> 市が主体的に実施する必要性は低いが、何らかの理由により市が実施している事業	

7. 評価

質問	選択肢	評価についての説明
事業の必要性(市民のニーズ)は高いか。	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 判断できない <input type="checkbox"/> 低い	生涯を健康でいきいきと過ごしたいという思いは誰もが持っています。そのための知識を普及し、自己選択による行動変容を支援する事業です。
上位施策へ貢献できているか。	<input checked="" type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> 判断できない <input type="checkbox"/> できていない	1人ひとりが自分の健康は自分で守るという意識を持つことができれば、嘉麻市全体の健康意識が向上します。
目的どおり順調に推移しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> 判断できない <input type="checkbox"/> していない	嘉麻市保健計画の中から課で優先課題を設定し事業計画を実施しています。
期待している効果はあがっているか。	<input type="checkbox"/> 期待以上 <input type="checkbox"/> ほぼ期待どおり <input type="checkbox"/> 期待以下 <input checked="" type="checkbox"/> 判断できない	健康に関する意識調査等実施していないので、事業への参加者数や参加者の行動変容でしか判断できません。
現在のコストを低減することはできないか。	<input checked="" type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 一部可能 <input type="checkbox"/> 可能	運動・栄養等に対し、専門的な立場で支援していくことが行動変容へもつながりやすい為人材確保のコストは重要です。

8. 改善

前年度の評価表に記載した課題	前年度の課題に対して、改善した内容又は改善できなかった理由
生涯を通じた健康づくりの取り組みを推進する為には、学校・職域・地域等の関係機関との連携を強化し、計画の推進を図る必要があります。	嘉麻市における健康課題の共有で、関係機関等の意見交換を行いました。但し、連携した事業の立案には至りませんでした。
その他の改善内容	

9. 今後の方向性

事業の方向性	事業の方向性を決定した理由
見直しのうえ継続	嘉麻市保健計画の目標に沿って、ライフステージ毎の健康課題を整理し、市民が参加しやすい事業につなげていくことが重要です。前年度の事業を評価し、見直しを行っていきます。



主 管 課		高齢者介護課		決算書参考頁		60 頁～61 頁	
款		項		目		事 業 名	
3	民生費	1	社会福祉費	2	高齢者福祉費	—	高齢者福祉事業費
予 算 現 額 (円)		決 算 額 (円)		予 算 の 執 行 率 (%)		事 業 の コ ス ト (市 民 1 人 当, 円)	
1, 035, 478, 000		1, 006, 638, 309		97. 2		24, 120	
財 源 内 訳 (円)							
国庫支出金		県支出金		地方債		その他	一般財源
0		3, 883, 050		0		8, 547, 872	994, 207, 387

**事業の概要、実施内容及び成果等**

**高齢者福祉事業**

**1. 事業の概要**

- ・高齢者が介護の必要な状態にならないよう予防し、また自立した生活が送れるよう各種サービスの支援を実施し、高齢者福祉の向上を図ります。
- ・高齢者の長寿をお祝いし、敬老祝金・祝品及び鶴亀親交券の支給を行うとともに、敬老会を実施した行政区等に対し、助成金を支給します。
- ・高齢者の自主組織である単位老人クラブとその連合組織である老人クラブ連合会を対象に、社会奉仕活動、スポーツ振興事業などの活動に対し、助成を行います。

**2. 事業の実施内容**

※今回の外部評価の対象は、⑨～⑫を敬老事業として評価しています。

平成 25 年度の具体的な事業内容は以下のとおりです。

《具体的な内容》

① 老人保護措置事業

概ね 65 歳以上の在宅の要援護高齢者等で、環境上の理由及び経済的理由により、老人福祉法の規定に基づき養護老人ホームへの入所を措置しました。

措置人数 (平成 25 年 3 月末) 16 人

措置延人数

愛生苑	朝倉苑	白藤の苑	寿光園	篠栗敬光園
84 人	10 人	60 人	12 人	12 人
松月園	田尻園	松濤園	合計	
1 人	12 人	12 人	203 人	

② 老人クラブ補助金支給事業

高齢者の自主組織である単位老人クラブとその連合組織である老人クラブ連合会を対象に、社会奉仕活動、スポーツ振興事業などの活動に対し、助成を行いました。

単位クラブ数	会員数
81 クラブ	3, 456 人

③ 生きがい対応デイサービス事業

概ね 65 歳以上の介護保険の認定を受けていない高齢者等を対象とし、市内デイサービスセンターで日常動作訓練や趣味活動を実施し、生きがいづくりに役立て、自立生活の助長を促しました。

利用人数	延利用回数
84 人	3,289 回

④ 住みよか事業費補助金

在宅の介護認定者等が生活する世帯（所得税非課税世帯）に対し、高齢者の自立を助長するとともに介護を行う方の負担を軽減するために高齢者等の住宅を改造する費用を助成しました。

助成件数
6 件

⑤ 在宅介護支援センター運営事業

概ね 65 歳以上の在宅要援護高齢者及びその家族に対して、日常生活での不安、問題点等に関する総合的な相談に応じ、各種保健福祉サービスが受けられるよう連携を図りました。

委託事業所
市内 4 箇所

⑥ 訪問理美容サービス事業

概ね 65 歳以上の在宅高齢者で寝たきり等のため、外出して理髪ができない方に対し、理美容師が自宅を訪問し、理髪を行う事により、家族の身体的・経済的負担の軽減を図りました。

利用人数	延利用回数
4 人	8 回

⑦ 寝具乾燥消毒サービス事業

概ね 65 歳以上の在宅高齢者等の寝具の乾燥及び洗濯を行うことにより保健衛生の維持向上を図りました。

利用人数	延利用回数
20 人	280 回

⑧ 外出支援サービス事業

要介護 3 程度以上の在宅高齢者等で、普通車両では移送困難な方を特殊車両の使用により、居宅と医療機関間の送迎を行いました。

利用人数	延利用回数
2 人	9 回

⑨ 敬老祝金支給事業

高齢者を敬愛し、長寿をお祝いするため、一定年齢に達した方に長寿祝金の支給を行いました。

年 齢	77 歳	88 歳	99 歳	100 歳	総計
支給人員	529 人	303 人	38 人	15 人	885 人

⑩ 敬老祝品支給事業

高齢者を敬愛し、長寿をお祝いするため、101 歳以上の方に長寿祝品の支給を行いました。

支給人数
22 人

## ⑪ 鶴亀親交券支給事業

高齢者を敬愛し、長寿をお祝いするため、70歳以上の方に商品券（鶴亀親交券）の支給を行いました。

支給人数
10,486人

## ⑫ 敬老事業補助金支給事業

市内に居住する75歳以上の高齢者を対象に、長寿を祝う敬老会事業を実施する行政区等に対し、補助金を交付しました。

1人当たり支給額	実施地区数
1,000円	64地区

## ⑬ 高齢者福祉電話設置事業

概ね65歳以上の一人暮らしの高齢者等（所得税非課税世帯）に福祉電話を設置することによって、コミュニケーションの増大及び緊急連絡先の手段の確保を図りました。

設置台数
27台

## 3. 事業の成果

各種高齢者福祉サービスの提供により、在宅の虚弱高齢者及び介護者の精神的、身体的、経済的な負担の軽減を図るとともに自立した生活の支援に貢献しました。

また、老人クラブ連合会に対しては、単位クラブ等への助成により、地域活動の促進、活性化を図りました。

《平成25年度実績額》

① 老人保護措置事業	41,236,253円
② 老人クラブ補助金支給事業	7,341,232円
③ 生きがい対応デイサービス事業	6,619,607円
④ 住みよか事業費補助金	2,056,050円
⑤ 在宅介護支援センター運営事業	8,768,100円
⑥ 訪問理美容サービス事業	13,600円
⑦ 寝具乾燥消毒サービス事業	666,100円
⑧ 外出支援サービス事業	76,200円
⑨ 敬老祝金支給事業	12,355,000円
⑩ 敬老祝品支給事業	391,440円
⑪ 鶴亀親交券支給事業	20,555,250円
⑫ 敬老事業補助金支給事業	7,612,490円
⑬ 高齢者福祉電話設置事業	562,400円

## 4. 今後の課題等

今後も引き続き、高齢者が住み慣れた地域で在宅生活が送れるよう、各種福祉サービスの適正な提供に努めます。

5. 事業を実施するために市が投入したコスト

区分		24年度(決算)		25年度(決算)		前年比	26年度(見込)	
事業 コスト (人にか かる費 用)	決算額 (26年度は予算額)	43,062,881 円		44,835,758 円		+ 4.1%	50,534,000 円	
	給料	( 0 円)		( 0 円)		±0%	( 0 円)	
	職員手当等	( 0 円)		( 0 円)		±0%	( 0 円)	
	共済費	( 0 円)		( 0 円)		±0%	( 0 円)	
	賃金	( 496,501 円)		( 473,483 円)		- 4.6%	( 618,000 円)	
	負担金補助及び交付金 (退職手当組合負担金のみ)	( 0 円)		( 0 円)		±0%	( 0 円)	
決算額から人にかかる 費用を除いた額(A)		42,566,380 円		44,362,275 円		+ 4.2%	49,916,000 円	
従事者 コスト	正職員	1.00 人	8,000,000 円	1.00 人	8,000,000 円	±0%	1.00 人	8,000,000 円
	再任用職員	0.00 人	0 円	0.00 人	0 円	±0%	0.00 人	0 円
	嘱託・臨時職員	2.00 人	4,200,000 円	2.00 人	4,200,000 円	±0%	2.00 人	4,200,000 円
	計(B)	3.00 人	12,200,000 円	3.00 人	12,200,000 円	±0%	3.00 人	12,200,000 円
トータルコスト(A)+(B)		54,766,380 円		56,562,275 円		+ 3.3%	62,116,000 円	

6. 事業を実施する理由

上位施策(総合計画体系)	基本方針	2. 健やかで心安らぐ福祉のまちづくり
	施策内容	2. 高齢者の笑顔が美しい元気なまちの実現
市が主体的に実施する理由	<input type="checkbox"/> 市が実施するよう法令で定められた事業 (根拠法令: ) <input type="checkbox"/> 内部管理事業で市以外が実施することが困難な事業 <input checked="" type="checkbox"/> 公共性や収益性の観点から、市が主体的に実施すべき事業 <input type="checkbox"/> 市以外でも実施可能であるが、市が主体的に実施することが望ましい事業 <input type="checkbox"/> 市が主体的に実施する必要性は低いが、何らかの理由により市が実施している事業	

7. 評価

質問	選択肢	評価についての説明
事業の必要性(市民のニーズ)は高いか。	<input checked="" type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 判断できない <input type="checkbox"/> 低い	高齢者の在宅生活を支援する観点から、事業の必要性は高いと考えます。
上位施策へ貢献できているか。	<input checked="" type="checkbox"/> できている <input type="checkbox"/> 判断できない <input type="checkbox"/> できていない	貢献できています。
目的どおり順調に推移しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> 判断できない <input type="checkbox"/> していない	順調に推移しています。
期待している効果はあがっているか。	<input type="checkbox"/> 期待以上 <input checked="" type="checkbox"/> ほぼ期待どおり <input type="checkbox"/> 期待以下 <input type="checkbox"/> 判断できない	ほぼ期待どおりの効果があがっています。
現在のコストを低減することはできないか。	<input checked="" type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 一部可能 <input type="checkbox"/> 可能	合併後に見直しを行い、現在の水準に決定しています。

8. 改善

前年度の評価表に記載した課題	前年度の課題に対して、改善した内容又は改善できなかった理由
今後も引き続き、高齢者が住み慣れた地域で在宅生活が送れるよう、各種福祉サービスの適正な提供に努めます。	引き続き各種福祉サービスの適正な提供に努めます。
その他の改善内容	

9. 今後の方向性

事業の方向性	事業の方向性を決定した理由
現状維持	高齢者を敬愛し、多年にわたり社会に貢献してきた高齢者の長寿を祝うため、引き続き事業を実施していく必要があります。